

板橋区フレンドホーム制度実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(令和6年3月6日区長決定)

(令和8年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、学校の休業期間などを活用して、児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設をいう。以下同じ。）又は乳児院（同法第37条に規定する乳児院をいう。以下同じ。）（以下「施設」という。）に在籍する児童に家庭生活を体験させることにより、当該児童の情緒の安定や社会性の発達を促し、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。あわせて、本制度の実施を通じて、社会的養護への理解をフレンドホームに促し、もって養育家庭制度の普及に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「フレンドホーム」とは、制度の目的に従い、児童を短期間受け入れること（以下「交流」という。）を希望する家庭であって、施設の長（以下「施設長」という。）が適当と認めたものをいう。

(対象児童)

第3条 この制度の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、施設に在籍する板橋区の措置児童（法第27条第1項第3号の規定により措置した児童をいう。）であって、施設長が板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）の了解を得た上で、その生育歴、性向及び家族の状況から、フレンドホームとの交流を行うことにより家庭生活を体験させることが望ましいと判断したものとする。なお、乳児院に在籍するものについては、おおむね1歳以上の幼児を対象とする。

(実施体制)

第4条 この制度は、施設、子ども政策課、総合支援センターが連携して実施する。

2 施設は、地域において、フレンドホームを積極的に開拓するとともに、施設における児童処遇の一環として、フレンドホームを有効に活用し、当該施設に在籍する児童の家庭体験を促進する。

3 子ども政策課は、第16条第1項に基づき、経費を支払う。

4 総合支援センターは、フレンドホーム制度の普及促進に努めるとともに、登録及び交流に関する情報の管理、施設に措置している対象児童とフレンドホームとの交流状況の把握、フレンドホームへの助言及び施設への指導を行う。

(条件)

第5条 フレンドホームは、次の各号の全ての条件に適合している家庭とする。

(1) フレンドホームの登録の申込みを希望する者（以下「申込者」という。）は、区内に

在住していること。ただし、申込者の居住地が区外であっても施設の所在する区市町村又は隣接する区市町村等であって、当該施設長がフレンドホームとの交流状況を把握できる場合においては、この限りでない。

- (2) 申込者は、心身共に健全であること。
- (3) 申込者は、子どもと適切に交流ができると認められ、かつ、申込者と起居を共にする20歳以上の親族等（以下「20歳以上の親族等」という。）を有していること。ただし、20歳以上の親族等がいない場合であっても、子どもと適切に交流ができると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。
- (4) 対象児童との交流期間中、申込者又は20歳以上の親族等のいずれか1人以上の者が当該児童の養育に専念できること。
- (5) 申込者及び申込者と起居を共にするもの（以下「同居人」という。）が、施設の児童について、十分な理解と愛情を有していること。
- (6) 申込者の家庭生活が、円満に営まれていること。
- (7) 申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当であり、住居の広さ、間取りについては、実子、委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。）及び交流児童（フレンドホームが交流する児童をいう。以下同じ。）の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。
- (8) 申込者は、児童の交流に関し虐待等の問題がないこと。
- (9) 申込者又は同居人が、次のいずれかに該当していないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（申込み）

第6条 施設、総合支援センターは、申込者からの相談に応じる。

2 総合支援センターは、申込者の意向等に基づき、施設を紹介する。

3 申込者は、申込書に必要事項を記入の上、フレンドホーム登録を希望する施設の長に提出する。なお、申込者がフレンドホームの申込時に、里親の申請を併せて希望する場合、施設長は、申込者に、申込者が居住する地域を所管する児童相談所へ連絡するよう案内する。

(家庭調査)

第7条 施設長は、第6条第3項による申込みがあったときは、申込者の家庭を訪問し、次の各号に留意しつつ調査を実施し、調査書に基づき、当該家庭の状況を把握する。

- (1) 父に当たる者、母に当たる者、その他の同居人の状況について、児童とのより良い組み合わせとなるよう充分留意しつつ、現在の状況を中心に把握すること。
- (2) 家庭生活の状況について、児童が数日間生活する上で不適当な状況、好ましくない状況等がないか把握すること。
- (3) 児童との交流期間中、フレンドホームが旅行等特別な行事を予定している場合は、事前にその内容を把握しておくこと。
- (4) 既に施設との交流がある家庭については、その交流状況を把握しておくこと。

(登録)

第8条 施設長は、第7条による家庭調査を行った結果、申込者が第5条の条件に適合していると認めるときは、施設に備えた登録簿に登録し、その結果を速やかに当該申込者に対し通知する。

- 2 施設長は、第7条による家庭調査を行った結果、申込者が第5条の条件に適合しないと認めるときは、総合支援センターと協議の上、登録しないことを決定し、その結果を速やかに当該申込者に対し通知する。

(登録の移管)

第9条 第12条第2項により、他の施設に登録しているフレンドホームの紹介を受けた施設の長は、対象児童との交流が一定期間継続した場合において、当該フレンドホーム及び当該フレンドホームが現に登録している施設の長の同意を得て、フレンドホームの登録を移管することができる。

- 2 前項によりフレンドホームの登録の移管に同意した施設の長は、速やかに、申込書及び調査書を移管先の施設に送付すること。また、移管先の施設の長は、登録の移管後、当該フレンドホームに移管が完了した旨を通知すること。
- 3 前2項の規定は、他の施設に措置変更する児童と交流中のフレンドホームが、措置変更後も引き続き交流を希望する場合の手続について準用する。

(登録事項の変更)

第10条 フレンドホームは、登録事項に変更があったときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

- 2 施設長は、前項の届出があったときは、速やかにその変更内容を登録簿に反映させなければならない。

(登録の抹消)

第11条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ総合支援センターと協議を行い、フレンドホーム登録を抹消することができる。登録抹消後、施設長は「フレンドホーム登録抹消のお知らせ」により通知する。

(1) フレンドホーム登録後、2年以上対象児童との交流がなかったとき。

(2) フレンドホームから登録抹消の届出があったとき。

(3) 第5条の条件に適合しなくなったとき。

(対象児童とフレンドホームとの引き合わせ)

第12条 施設長は、当該施設の登録簿の中から、対象児童に適したフレンドホームを選定し、引き合わせを行う。

2 当該施設に、対象児童に適したフレンドホームの登録がない場合は、施設長は、総合支援センターから他の施設に登録しているフレンドホームの紹介を受ける。

3 施設長は、引き合わせの結果、対象児童と交流することが適当と認められたフレンドホームに対し通知するとともに、総合支援センターに対しフレンドホームとの交流を開始する旨を連絡する。

4 施設長は、対象児童の同一年度における交流日数が30日を超える見込みとなったときは、総合支援センターにその旨を連絡する。

(他の施設に登録しているフレンドホームの紹介)

第13条 前条第2項に定める総合支援センターが他の施設に登録しているフレンドホームを紹介する場合の手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 施設長は、交流希望児童を毎月5日までに総合支援センターに通知する。

(2) 総合支援センターは、フレンドホーム情報を参考に、対象児童に適したフレンドホームをフレンドホーム登録施設と十分調整を行いながら選定し、対象児童が在籍する施設に紹介する。

(3) 対象児童が在籍する施設は、フレンドホーム登録施設と連携を密にとり、交流の調整を行う。

(交流の実施)

第14条 第12条第3項により、施設長から対象児童との交流の通知を受けたフレンドホームは、施設長が定める方法、期間等の指示に従い、対象児童を受け入れる。

2 新たに対象児童と交流する場合にあっては、交流を開始する前に、フレンドホームは、対象児童が在籍する施設を訪問し、当該児童との面会を通じて十分な意思疎通を図るものとする。

(報告)

第15条 施設長は、各月のフレンドホームと対象児童との交流実績を、原則として翌月5日までに、子ども政策課に報告しなければならない。なお、交流中に月が替わった場合は、その交流の最終日が属する月の実績として報告すること。

2 施設長は、フレンドホームの登録に異動があったときは、原則として翌月5日までに子ども政策課に報告しなければならない。

3 施設長は、東京都板橋区長（以下「区長」という。）から求めがあったときは、施設に備えている登録簿の写しを提出しなければならない。

(経費)

第16条 区長は、「児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日児発第450号)に定める施設機能強化推進費(施設入所児童家庭生活体験事業)により、交流を行ったフレンドホームに対し施設が支払った謝礼に係る経費(以下「交流経費」という。)を支払うものとする。

2 交流経費は、1日当たり5,800円とし、児童1人1日を単位として、1回の交流につき7日を限度に支払うものとする。

(記録の整備)

第17条 施設長は、登録簿等の書面を整備し、保管しなければならない。

2 第16条第1項による請求に係るフレンドホームへの謝礼に関する領収書等書類については、5年間保管しなければならない。

(損害賠償責任)

第18条 交流期間中の事故により、フレンドホーム又は交流児童が民法(明治29年法律第89号)第709条及び第714条に基づく損害賠償責任を負うときは、故意又は重大な過失による場合を除き、別に通知するところにより区が加入契約する損害賠償責任保険により処理する。

(秘密の保持)

第19条 フレンドホームは、事業の実施上知り得た子どもや家庭に関する全ての個人情報について正当な理由なく漏らしてはならない。事業終了後もまた同様とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は板橋区子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和8年4月1日から適用する。